

INFO お知らせ

農家の強い味方「農業者年金」制度

農業者を対象とした「農業者年金」は、積み立てた保険料とその運用益を原資とした終身年金です。税制面の優遇措置も大きいので、ぜひご加入ください。

国民年金の第1号被保険者(付加年金への加入が必須)で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の農業者(国民年金の任意加入者であれば65歳まで加入可)

保険料 月額20,000円～67,000円で希望する額(1,000円単位)(35歳未満の人は、月額10,000円から加入可)

途中脱退しても65歳から年金として生涯支給

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象

年金資産の運用益も非課税

受け取る年金は、公的年金等控除の対象

80歳までに亡くなった場合、死亡一時金(非課税)が遺族に支給

農業委員会事務局 (☎0848-38-9491)

受付中～1月25日(水)

※必要書類は、市HPからダウンロードするか、農業委員会事務局・各支所の農業委員会出張所で。

農業委員会事務局 (☎0848-38-9491)

蜜蜂を飼育される皆さんへ飼育届の提出をお願いします

今年、蜜蜂を飼育される予定のある人は、飼育届の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。

1月31日(火)

広島県東部畜産事務所 (☎084-921-1865(直通))

物品購入等競争入札参加資格審査追加申請受付(令和4～6年度)

令和4～6年度の物品購入等の入札へ参加を希望する人は、受付期間内に申請してください。

受付期間 2月6日(月)～10日(金)

申請書をメールか郵送で

※受付期間内必着。

※詳細は市HPをご覧ください。

〒722-8501 久保一丁目15-1 財政課 (☎0848-38-9324)

G7広島サミット開催

5月19～21日の期間、G7広島サミットが開催されます。開催にあたり、平和の実現に向けたメッセージとともに、豊かな自然や食など多くの広島の魅力を、国内外の方々に発信していくため、行政、民間、団体等で「広島サミット県民会議」を設立し、オール広島で取組を行っています。

県民会議公式ロゴ完成



使用にあたっては、使用要領及びロゴマニュアルを遵守してください。

詳しくは、公式HPより

ご確認ください。公式HP▶

広島サミット県民会議事務局

(☎082-225-8190)

宝くじの助成金で集会所を整備

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入によるコミュニティ助成事業を実施しています。

この事業により、旭ヶ丘町内会が地域の集会所「旭ヶ丘集会所」を整備しました。地域の集いの場としてコミュニティ活動の充実につながる事が期待されます。



政策企画課 (☎0848-38-9435)

令和5年度尾道市公民館団体登録利用申請を受け付けます

公民館を定期的に利用する団体は申請が必要です。

受付期間 1月16日(月)～2月3日(金)

※土・日曜は除く。

各公民館(館長未配置館については中央公民館)

公民館を月1回以上使用し、5人以上で活動する団体。

※原則、市内在住か市内に通学・通勤している人。営利目的ではないこと。

所定の利用申請書と教室・サークル名簿を提出。

※申請用紙は、各公民館・中央公民館にあります。

※詳しくは「尾道市公民館団体登録利用要綱」をご覧ください。

2月3日(金)

中央公民館 (☎0848-38-1243)

EVENT 催し

「世界人権宣言」書画パネル展

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を国際的に定めたものです。その各条文をイメージし、書画で表現したパネルを、前期・後期に分けて展示します。

【前期】1月12日(木)～28日(土)

【後期】2月 7日(火)～25日(土)

8:30～17:15(日曜・祝日休所)

※土曜の時間はお問い合わせください。

人権文化センター

人権男女共同参画課

(☎0848-37-2631)

尾道市立大学 第20回地域プレゼンテーション課題

尾道市立大学美術学科デザインコース3年生による、地域プレゼンテーション課題の展示と発表会を行います。

■展示

2月18日(土)～22日(水) 10:00～18:00

尾道市立大学美術館

2月18日(土) 14:00からギャラリートークを行います。

■発表会

2月20日(月) 13:00～

しまなみ交流館

尾道市立大学芸術文化学部美術学科 (☎0848-22-8311)

LECTURE etc... 教室・講座

女性の活躍支援セミナー

働く女性と働きたい女性のガッチリキャリアプラン

2月8日(水)

10:00～15:00

しまなみ交流館

女性

キャリアセミナー、カラー診断、フィナンシャルセミナー・相談

20人程度 1月31日(火)

商工課 (☎0848-38-9183)



市HP

農地の利用権設定の受付をしています

農地の貸し借りをを行う「利用権」の更新を希望する場合は手続きが必要です。農業者年金の経営移譲年金を受給している人は、忘れずに更新手続きをしてください。また、「利用権」の新規申込みも受け付けます。

対象農地 市街化区域以外の農地

対象者 新規就農者でない農業者

※新規就農者が農地を借り受けする場合、農地法第3条の許可申請手続きが必要です。

しま 四島還せ! 声出し合って 動く今 北方四島の返還を実現しよう

安政元年(1855年)2月7日は日露通好条約が調印された日で、北方四島(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)が我が国固有の領土として国際的にも明確にされた日です。政府は2月7日を「北方領土の日」と定めています。

この日を中心に全国で北方領土の早期返還について啓発活動が行われます。

総務課 (☎0848-38-9332)



新制度「産後パパ育休」が取得できるようになりました

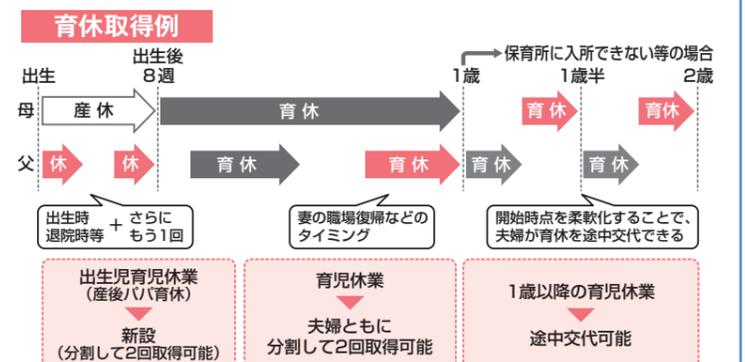
令和4年10月から、子の出生直後の時期に柔軟に取得できる「産後パパ育休」制度が創設されました。また、育児休業も分割して取得できるようになりました。

詳しくは厚生労働省「育児休業制度特設サイト」をご覧ください。

育児休業制度等相談窓口 (☎082-221-9247)



特設サイト



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 申込方法 申込先 会場所 対象 内容 定員 料金 特持参物 電子メール 印刷 ホームページ

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談